

○多賀城市民会館条例

昭和61年12月16日  
条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、市民会館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の教養、文化の向上を図り、もつて福祉の増進に寄与するため、市民会館を設置する。

2 市民会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称      | 位置        |
|---------|-----------|
| 多賀城市民会館 | 多賀城市中央二丁目 |

(一部改正〔平成12年条例1号〕)

(使用許可)

第3条 多賀城市民会館(以下「会館」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、会館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又はその設備をき損するおそれがあるとき。
- (3) 会館の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、使用の目的が会館設置の目的に反するとき。

3 市長は、使用許可に会館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(一部改正〔平成12年条例1号・22年15号〕)

(使用者の遵守事項)

第4条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 使用する権利を他の者に譲渡し、担保に供し、又は転貸しないこと。
- (2) 現状を変更しないこと。
- (3) 使用目的外に使用しないこと。
- (4) その他市長が定めること。

(一部改正〔平成22年条例15号〕)

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 使用許可に付した条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(全部改正〔平成22年条例15号〕)

(使用料)

第6条 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 使用料は、市長の発行する納入通知書により納入しなければならない。

3 既に納入した使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔平成22年条例15号〕)

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(損害賠償義務)

第8条 会館の施設、設備又は備品を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(追加〔平成22年条例15号〕)

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、[地方自治法第244条の2第3項](#)に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に、会館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 会館の使用の許可に関する業務
- (2) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 文化の振興に関する事業の企画及び実施に関する業務
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、会館の管理に関する業務で市長が必要と認める業務

2 [前項](#)の規定により指定管理者に[同項各号](#)に掲げる業務を行わせる場合における[第3条](#)から[第5条](#)までの規定の適用については、[第3条](#)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、[第4条](#)中「市長の」とあるのは「指定管理者の」と、[第5条](#)中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

3 [第1項](#)の規定により指定管理者に[同項各号](#)に掲げる業務を行わせる場合において、当該指定管理者が当該業務を行うこととされた期間前に、[第3条第1項](#)([前項](#)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は当該指定管理者の許可を受けた者とみなし、[第4条ただし書](#)([同項](#)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の承認を受けている者は当該指定管理者の承認を受けた者とみなす。

(追加〔平成22年条例15号〕)

(指定管理者の管理の基準)

第10条 指定管理者が[前条第1項各号](#)に掲げる業務を行う場合は、指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、会館の管理を行わなければならない。

(追加〔平成22年条例15号〕)

(利用料金)

第11条 指定管理者が管理する会館の使用の許可を受けた者は、会館の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該許可をした指定管理者に納入しなければならない。ただし、当該許可を受けた者が[第9条第3項](#)の規定により当該指定管理者の許可を受けた者とみなされた者である場合については、この限りでない。

- 2 利用料金は、[別表](#)に定める使用料の額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 4 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、規則の定めるところにより、利用料金の全部又は一部を返還することができる。
- 5 指定管理者は、この条例に基づく規則の定めに従うと認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(追加〔平成22年条例15号〕)

(罰則)

第12条 [第3条第1項](#)及び[第4条](#)の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

2 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(一部改正〔平成12年条例1号・16年24号・22年15号〕)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成16年条例24号・22年15号〕)

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月3日条例第3号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年12月19日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成6年3月1日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多賀城市民会館条例及び多賀城市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年2月21日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月2日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 略

- 3 この条例の第3条、第4条、第5条、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第15条及び第16条の改正規定による罰則の適用については、この条例の施行の日以後に適用し、施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成16年12月16日条例第24号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月15日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多賀城市民会館条例及び多賀城市公民館条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に基づく使用の許可に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に基づく使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成22年6月21日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の多賀城市民会館条例第11条第2項の承認及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

3 略

附 則(平成25年12月24日条例第33号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2～5 略

- 6 第3条の規定による改正後の多賀城市財産条例別表、第4条の規定による改正後の多賀城市道路占用料等条例別表、第5条の規定による改正後の多賀城市公共物管理条例別表、第6条の規定による改正後の多賀城市都市公園条例別表第4及び別表第5、第7条の規定による改正後の多賀城市民会館条例別表並びに第8条の規定による改正後の多賀城市公民館条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る使用料及び占用料について適用し、施行日前までの許可に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年2月14日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 6 第3条の規定による改正後の多賀城市財産条例別表第1、第4条の規定による改正後の多賀城市道路占用料等条例別表、第5条の規定による改正後の多賀城市公共物管理条例別表、第6条の規定による改正後の多賀城市都市公園条例別表第4及び別表第5、第7条の規定による改正後の多賀城市営住宅条例第

51条第2項、第8条の規定による改正後の多賀城市市民活動サポートセンター条例別表、第9条の規定による改正後の多賀城市民会館条例別表並びに第10条の規定による改正後の多賀城市公民館条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る使用料及び占用料について適用し、施行日前までの許可に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。

別表(第6条関係)

(全部改正〔平成17年条例19号〕、一部改正〔平成25年条例33号・31年7号〕)

(1) 各室使用料

| 使用区分                         |                              | 使用時間             | 午前               | 午後           | 夜間        | 午前・午後        | 午後・夜間        | 全日       |         |
|------------------------------|------------------------------|------------------|------------------|--------------|-----------|--------------|--------------|----------|---------|
|                              |                              | 午前9時～正午          | 午後1時～午後5時        | 午後6時～午後9時30分 | 午前9時～午後5時 | 午後1時～午後9時30分 | 午前9時～午後9時30分 |          |         |
| 大ホール                         | 入場料等を徴しない場合                  | 平日               | 32,500円          | 49,600円      | 68,200円   | 82,200円      | 117,000円     | 150,000円 |         |
|                              |                              | 土曜日<br>日曜日<br>祝日 | 44,800円          | 66,700円      | 83,800円   | 111,000円     | 150,000円     | 195,000円 |         |
|                              | 500円以下の入場料等を徴する場合            | 平日               | 41,800円          | 65,200円      | 88,400円   | 107,000円     | 153,000円     | 195,000円 |         |
|                              |                              | 土曜日<br>日曜日<br>祝日 | 59,000円          | 87,000円      | 108,000円  | 146,000円     | 195,000円     | 254,000円 |         |
|                              | 500円を超え1,000円以下の入場料等を徴する場合   | 平日               | 49,600円          | 74,500円      | 102,000円  | 124,000円     | 177,000円     | 226,000円 |         |
|                              |                              | 土曜日<br>日曜日<br>祝日 | 68,200円          | 99,400円      | 124,000円  | 167,000円     | 224,000円     | 292,000円 |         |
|                              | 1,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴する場合 | 平日               | 66,700円          | 99,400円      | 135,000円  | 166,000円     | 235,000円     | 301,000円 |         |
|                              |                              | 土曜日<br>日曜日<br>祝日 | 90,100円          | 133,000円     | 166,000円  | 223,000円     | 300,000円     | 390,000円 |         |
|                              | 3,000円を超える入場料等を徴する場合         | 平日               | 83,800円          | 123,000円     | 168,000円  | 207,000円     | 291,000円     | 375,000円 |         |
|                              |                              | 土曜日<br>日曜日<br>祝日 | 107,000円         | 160,000円     | 219,000円  | 267,000円     | 380,000円     | 487,000円 |         |
|                              | 小ホール                         | 入場料等を徴しない場合      | 平日               | 7,500円       | 12,300円   | 15,400円      | 19,900円      | 27,800円  | 35,400円 |
|                              |                              |                  | 土曜日<br>日曜日<br>祝日 | 10,600円      | 15,400円   | 20,000円      | 26,100円      | 35,500円  | 46,200円 |
| 500円以下の入場料等を徴する場合            |                              | 平日               | 10,600円          | 15,400円      | 20,000円   | 26,100円      | 35,500円      | 46,200円  |         |
|                              |                              | 土曜日<br>日曜日<br>祝日 | 13,800円          | 20,000円      | 26,200円   | 33,800円      | 46,300円      | 60,100円  |         |
| 500円を超え1,000円以下の入場料等を徴する場合   |                              | 平日               | 12,300円          | 16,900円      | 24,800円   | 29,200円      | 41,700円      | 54,100円  |         |
|                              |                              | 土曜日<br>日曜日<br>祝日 | 15,400円          | 23,100円      | 31,000円   | 38,600円      | 54,200円      | 69,700円  |         |
| 1,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴する場合 |                              | 平日               | 15,400円          | 23,100円      | 32,500円   | 38,600円      | 55,600円      | 71,100円  |         |
|                              |                              | 土曜日<br>日曜日<br>祝日 | 20,000円          | 31,000円      | 41,800円   | 51,100円      | 72,900円      | 93,000円  |         |

|        |                              |                  |         |         |         |         |         |          |
|--------|------------------------------|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
|        | 3,000円を超える入場料等を徴する場合         | 平日               | 20,000円 | 29,400円 | 40,300円 | 49,400円 | 69,700円 | 89,700円  |
|        |                              | 土曜日<br>日曜日<br>祝日 | 24,800円 | 38,600円 | 52,800円 | 63,400円 | 91,400円 | 116,000円 |
| 展示室    | 入場料等を徴しない場合                  | 平日               | 3,300円  | 4,900円  | 6,800円  | 8,200円  | 11,700円 | 15,100円  |
|        |                              | 土曜日<br>日曜日<br>祝日 | 4,500円  | 6,700円  | 8,500円  | 11,200円 | 15,200円 | 19,800円  |
|        | 500円以下の入場料等を徴する場合            | 平日               | 4,200円  | 6,400円  | 8,800円  | 10,600円 | 15,300円 | 19,500円  |
|        |                              | 土曜日<br>日曜日<br>祝日 | 5,800円  | 8,600円  | 11,000円 | 14,500円 | 19,600円 | 25,500円  |
|        | 500円を超え1,000円以下の入場料等を徴する場合   | 平日               | 4,900円  | 7,400円  | 10,300円 | 12,300円 | 17,700円 | 22,600円  |
|        |                              | 土曜日<br>日曜日<br>祝日 | 6,800円  | 10,000円 | 12,900円 | 16,900円 | 23,000円 | 29,800円  |
|        | 1,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴する場合 | 平日               | 6,700円  | 10,000円 | 13,800円 | 16,800円 | 23,800円 | 30,600円  |
|        |                              | 土曜日<br>日曜日<br>祝日 | 9,200円  | 13,500円 | 17,100円 | 22,800円 | 30,700円 | 39,900円  |
|        | 3,000円を超える入場料等を徴する場合         | 平日               | 9,200円  | 12,300円 | 16,900円 | 21,600円 | 29,200円 | 38,500円  |
|        |                              | 土曜日<br>日曜日<br>祝日 | 10,600円 | 16,900円 | 23,100円 | 27,600円 | 40,000円 | 50,700円  |
| リハーサル室 |                              |                  | 1,500円  | 2,200円  | 3,400円  | 3,800円  | 5,700円  | 7,300円   |
| 第1楽屋   |                              |                  | 400円    | 700円    | 950円    | 1,100円  | 1,600円  | 2,100円   |
| 第2楽屋   |                              |                  | 700円    | 1,100円  | 1,400円  | 1,800円  | 2,500円  | 3,300円   |
| 第3楽屋   |                              |                  | 1,100円  | 1,500円  | 2,100円  | 2,700円  | 3,700円  | 4,800円   |
| 第4楽屋   |                              |                  | 1,100円  | 1,600円  | 2,200円  | 2,800円  | 3,900円  | 5,100円   |
| 第1練習室  |                              |                  | 500円    | 800円    | 1,200円  | 1,300円  | 2,100円  | 2,600円   |
| 第2練習室  |                              |                  | 500円    | 700円    | 1,100円  | 1,200円  | 1,800円  | 2,400円   |
| 第3練習室  |                              |                  | 500円    | 800円    | 1,100円  | 1,300円  | 1,900円  | 2,500円   |

(2) 設備器具使用料

| 区分             | 使用料               |
|----------------|-------------------|
| 舞台設備器具         | 17,700円以内で市長が定める額 |
| 映写設備器具         | 17,700円以内で市長が定める額 |
| 音響設備器具         | 17,700円以内で市長が定める額 |
| 照明設備器具         | 17,700円以内で市長が定める額 |
| 楽器設備器具         | 17,700円以内で市長が定める額 |
| その他の設備器具       |                   |
| (持ち込みする場合を含む。) | 17,700円以内で市長が定める額 |

備考

- 1 使用時間が第1号の表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わない。
- 2 第1号の表に定める使用時間以外に使用する場合の1時間当たりの各室使用料は、使用時間が午

前9時以前及び正午から午後1時までの場合にあつては午前の、午後5時から午後6時までの場合にあつては午後の、午後9時30分以後の場合にあつては夜間の区分に従い、それぞれの同表に定める使用料の額を時間割計算によつて算出した額とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間に切り上げる。

- 3 大ホール又は小ホールを準備又は練習のために使用する場合の各室使用料は、第1号の表及び備考2に定める使用料の額の100分の50に相当する額とする。
- 4 入場料等を徴しないで、商品の宣伝、物品の展示販売その他営業行為とみなされる目的で使用する場合の各室使用料は、第1号の表及び備考2に定める使用料の額の100分の200に相当する額とする。
- 5 大ホール又は小ホールのホワイエだけを使用する場合の各室使用料は、第1号の表及び備考2に定める使用料の額(入場料等を徴しないで、商品の宣伝、物品の展示販売その他営業行為とみなされる目的で使用する場合は、第1号の表及び備考2に定める使用料の額の100分の200に相当する額)の100分の30に相当する額とする。
- 6 大ホール、小ホール又は展示室を使用する場合において、入場料等の額に段階があるときは、最高の入場料等をもつて第1号の表の入場料等の額とする。
- 7 大ホール、小ホール又は展示室を使用する場合(国又は地方公共団体が使用する場合を除く。)において、通常入場料等を徴収する催物等を開催する場合で、入場料等を定めていないとき、又は当該催物等の開催その他入場させるために要する経費から勘案して低額の入場料等を定めているときは、当該催物等の開催その他入場させるために要する経費をそれぞれ各室の通常入場させることができる人員の数で除して得た額をもつて第1号の表の入場料等の額とする。
- 8 冷暖房機を使用する場合の各室使用料は、第1号の表及び備考2に定める使用料の額に、冷房又は暖房をするときごとに1時間につき5,400円以内で市長が定める額をそれぞれ加算した額とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間に切り上げる。
- 9 使用料をそれぞれ計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数は、10円に切り上げる。
- 10 この表において「入場料等」とは、入場料、会費又はこれらに類するものをいう。
- 11 この表において「祝日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。